

発本原第 94 号
平成 25 年 7 月 12 日

原子力規制庁 殿

九州電力株式会社
代表取締役社
瓜 生 道

玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る優先審査について

当社は、平成 22 年 2 月 8 日に玄海原子力発電所の原子炉設置変更許可を申請しておりますが（以下「既申請」という。）、この度、新規制基準を踏まえた原子炉設置変更許可を申請することと致しました。（以下「後申請」という。）

従いまして、既申請と後申請とが重複することになりますが、当社としましては、新規制基準への適合性等を早急に確認し、安全性を確保することが必要と考えておりますので、後申請案件を既申請案件より優先して審査して頂きますようお願い致します。

なお、既申請案件については、後申請案件の許可後、新規制基準を踏まえた補正申請を実施した上で、審査していただきたいと考えています。

【既申請案件】

1. 申請書名：玄海原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書
（1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更）
2. 申請日：平成 22 年 2 月 8 日 （原発本第 326 号）
3. 変更の理由：
 - (1) 3号炉の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力を変更する。
 - (2) 3号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備を1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用とする。
 - (3) 4号炉の使用済燃料貯蔵設備（一部1号、2号及び4号炉共用、既設）を1号炉、2号炉及び4号炉共用とする。
 - (4) 蒸気発生器保管庫（1号及び2号炉共用、既設）を1号炉、2号炉及び3号炉共用とし、3号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等を貯蔵保管する。

【後申請案件】

1. 申請書名：玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）
2. 申請日：平成 25 年 7 月 12 日 （発本原第 93 号）
3. 変更の理由：

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、重大事故等に対処するために必要な施設の設置及び体制の整備等を行うため、併せて、記載事項の一部を関連法令等の記載と整合するよう変更する。

以 上